

## 雑踏警備業務の配置基準に関する Q&A

(この Q&A は、東京都警備業協会理解している範囲で作成したものです。)

Q1 現場に必要な警備員のほかに、検定合格警備員をプラスして配置しなければならないか？

A1 現場に必要な警備員に検定合格警備員が含まれていればよく、プラスして配置する必要はない。

Q2 統括管理者としての 1 級検定合格警備員は、法で警備場所に配置が義務づけられている 2 級検定合格警備員と兼ねてよいか？

A2 統括管理者としての 1 級検定合格警備員の配置が必要な場合、統括管理者としての 1 級検定合格警備員が警備場所に配置が義務づけられている 2 級検定合格警備員と兼ねることは出来ない。

ただし、1 級検定合格警備員が複数いる場合、統括管理に当たらない 1 級検定合格警備員に、2 級検定合格警備員の任務を行わせてもよい。

Q3 合格証明書を常時携帯していなければならないか？

A3 検定合格警備員が当該警備業務に従事している間は、当該種別に係わる合格証明書の携帯が義務づけられており、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならないとされている。関係人には警察官の他ユーザー等警備依頼者も含まれる。

Q4 携帯する合格証明書はコピーでもよいか？

A4 合格証明書のコピーを携帯していても、合格証明書の携帯にはならない。紛失等をした場合は、速やかに再交付申請をすべきである。

Q5 大規模な現場で JV を組んでいる場合、それぞれの会社ごとに検定合格警備員の配置が必要か？

A5 複数の会社が JV を組んでいる場合は、会社ごとに 1 名以上の検定合格警備員を配置しなければならない。JV を組んでいなくても現場の人数の関係で複数の会社が協力して警備を実施している場合には、それぞれの会社ごとに検定合格警備員の配置が必要である。この場合は労働者派遣法等に抵触しないよう留意しなければならない。

Q6 検定合格警備員の代わりに、2 号の警備員指導教育責任者を配置してもいいのか？

A6 法の求めているのは、検定合格警備員の配置であり警備員指導教育責任者が検定合格警備員の代わりにはならない。

Q7 警備発注元のユーザーに検定合格警備員がおり、現場と一緒に警備に従事するので、警備会社に検定合格警備員がいなくてもよいと言われたがそれでいいのか。

A7 法の求めているのは、警備業者が警備業務を行うときに、現場ごとに検定合格警備員の配置を求めているものであり、ユーザー側に検定合格者がいたとしても警備会社の配置義務が免除されるものではない。

Q8 一つの区域において雑踏警備業務と交通誘導警備を同時に行うこともあるマラソン等の警備では、その区域がそれぞれの配置基準の対象となっている場合、一人の警備員が両方の検定合格警備員を兼ねても差し支えないか？

A8 差し支えない。

# 雑踏警備業務の配置基準について

(社)東京都警備業協会

# 雑踏警備業務における検定合格警備員の配置基準

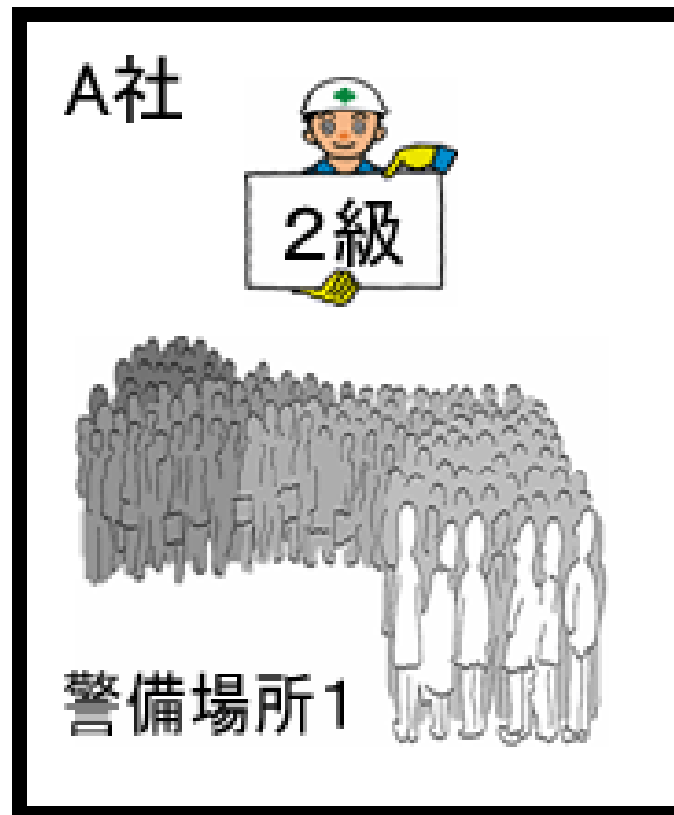
## 考え方

各区域に、区域内に警備員を指導する者として2級検定合格警備員を1人以上配置する。

一つの業者が複数の区域を担当する場合には、複数の区域全体を統括管理する者として、1級検定合格警備員を1人配置する。

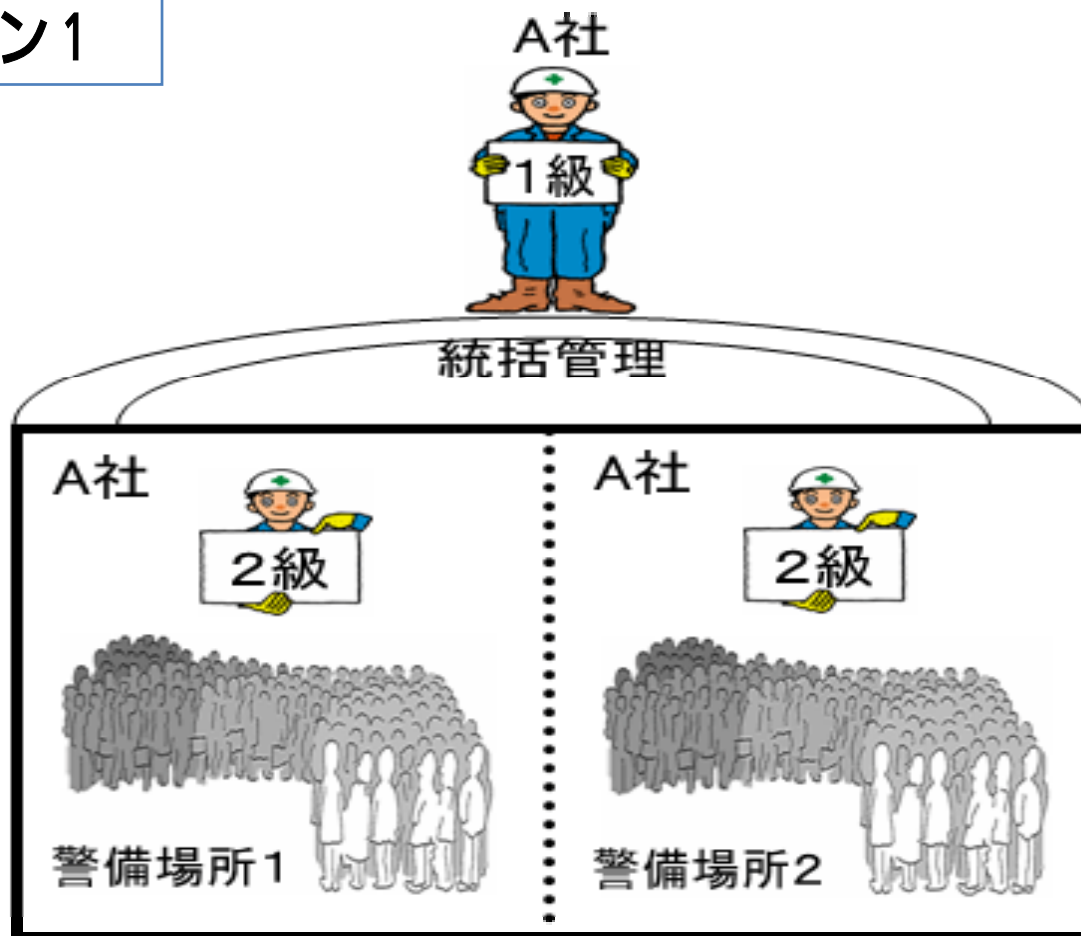


# 1.1 業者が1区域で警備を行う場合

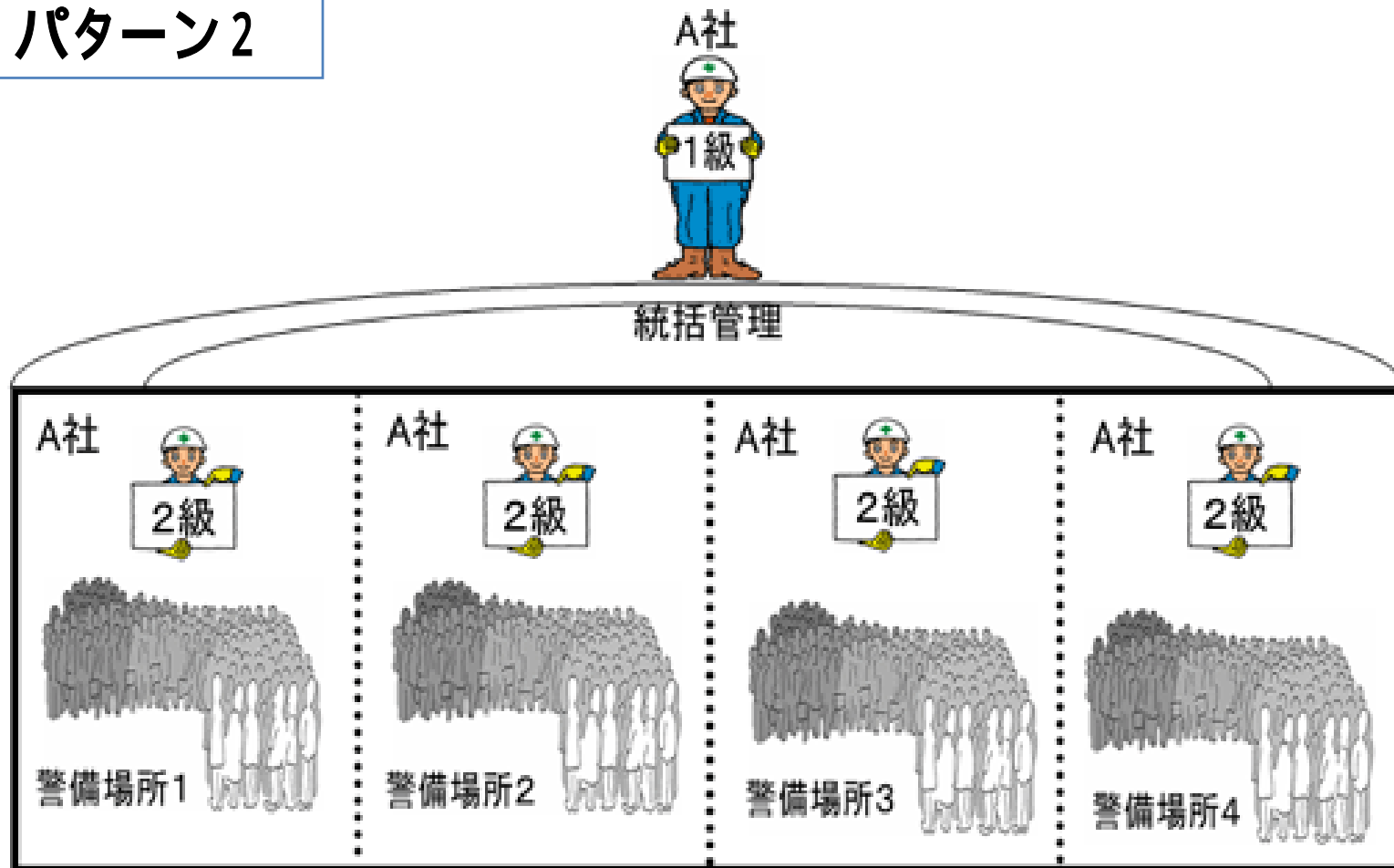


## 2. 1業者が複数の区域で警備を行う場合

### パターン1

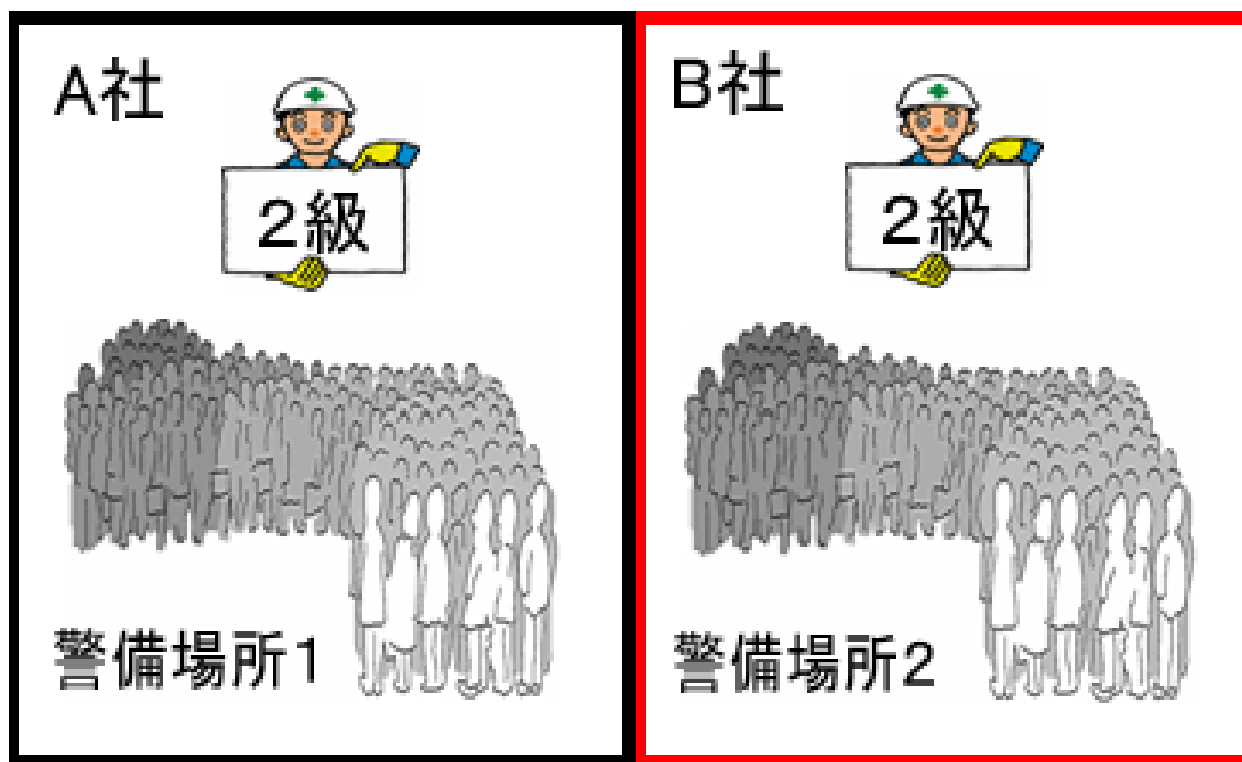


パターン2



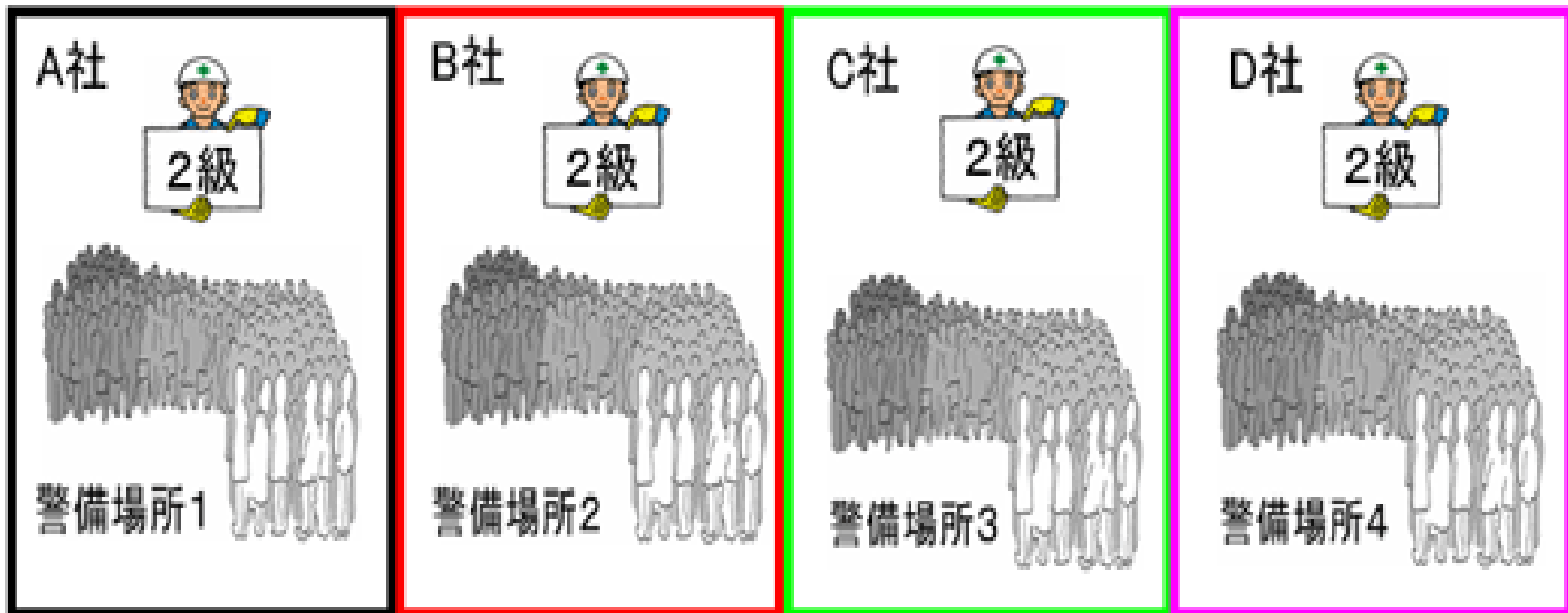
### 3. 複数業者がそれぞれ1区域で警備を行う場合

パターン1



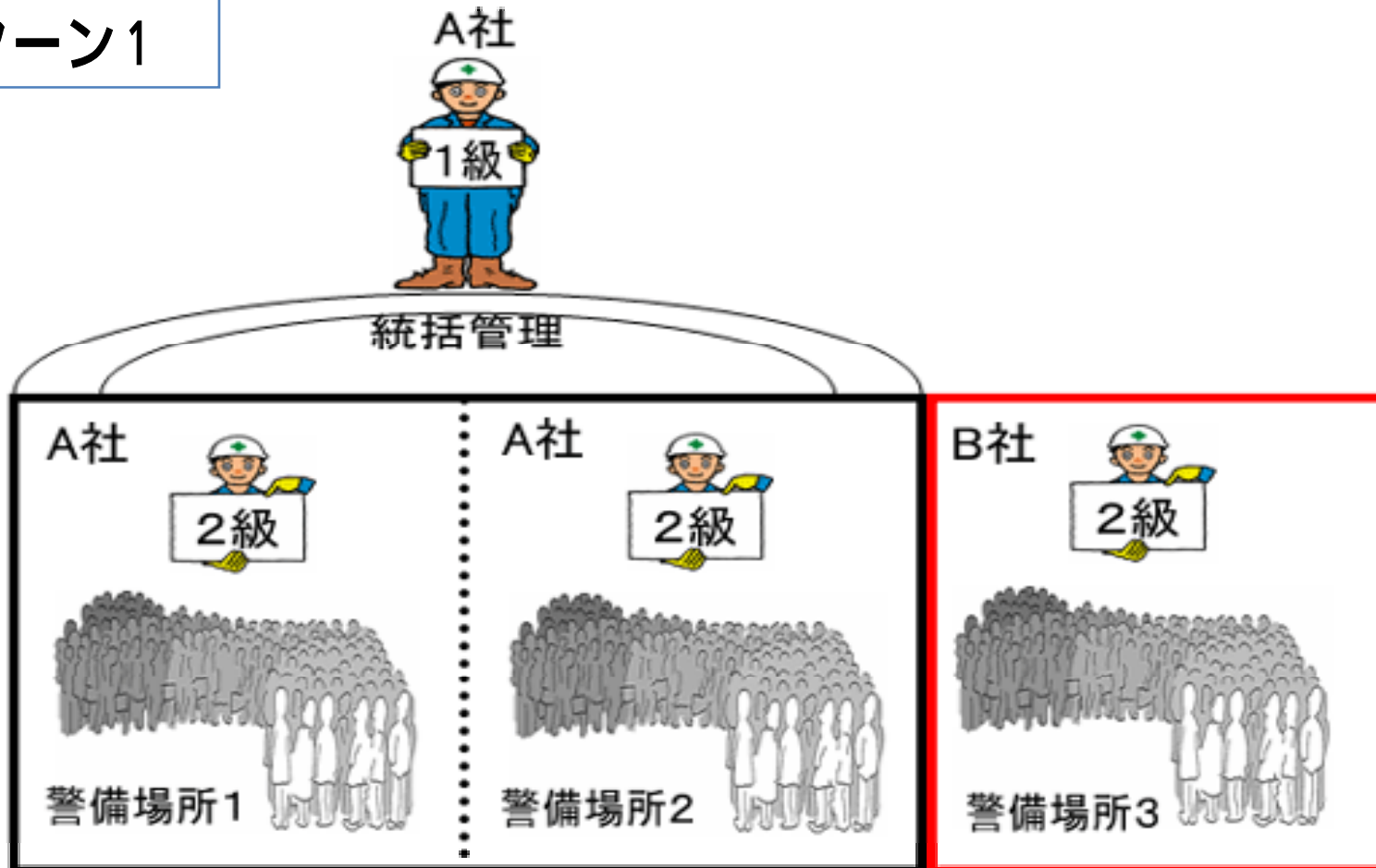


## パターン2

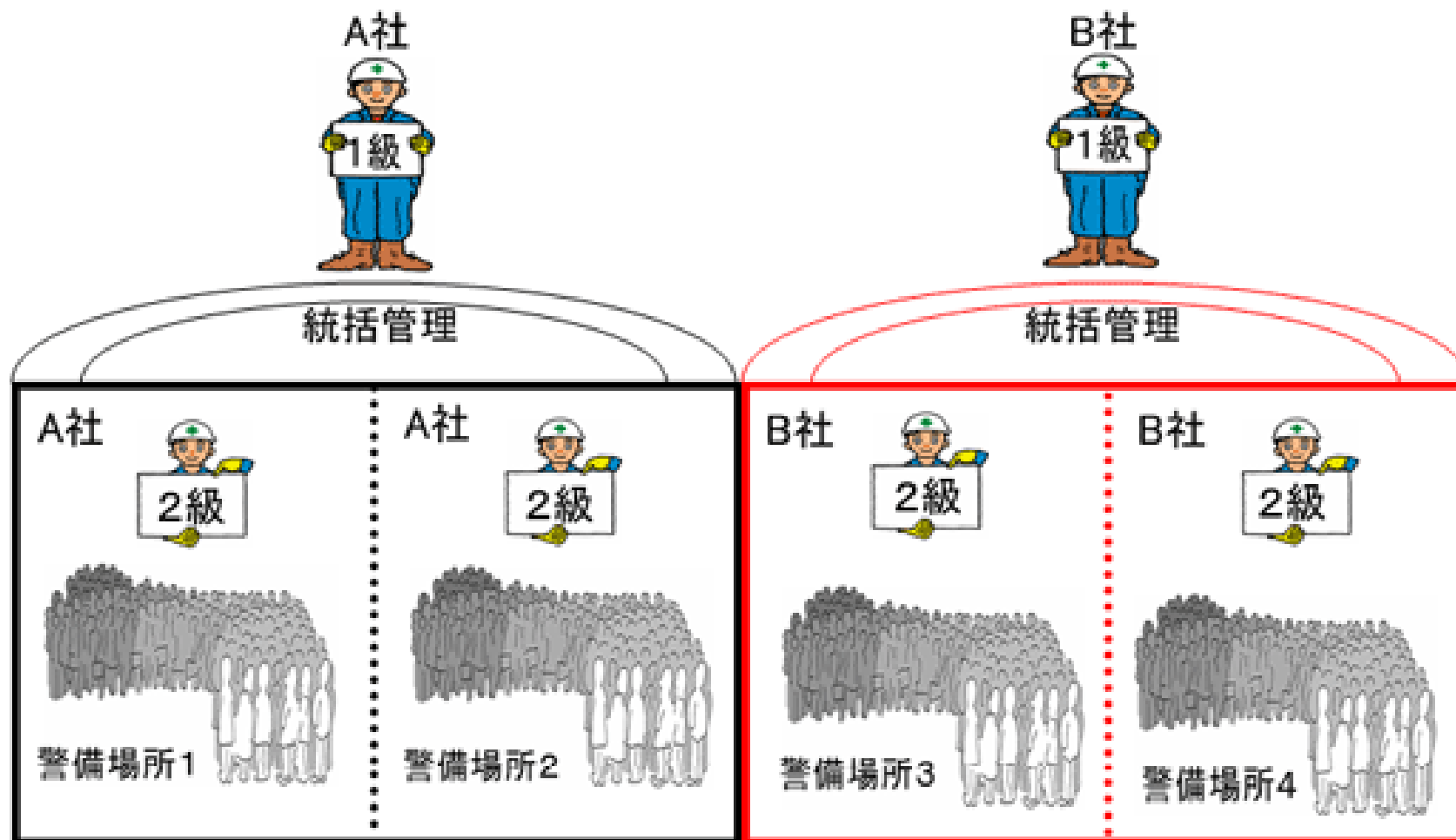


# 4. 複数業者が警備を行い、その中に複数区域を担当する業者がある場合

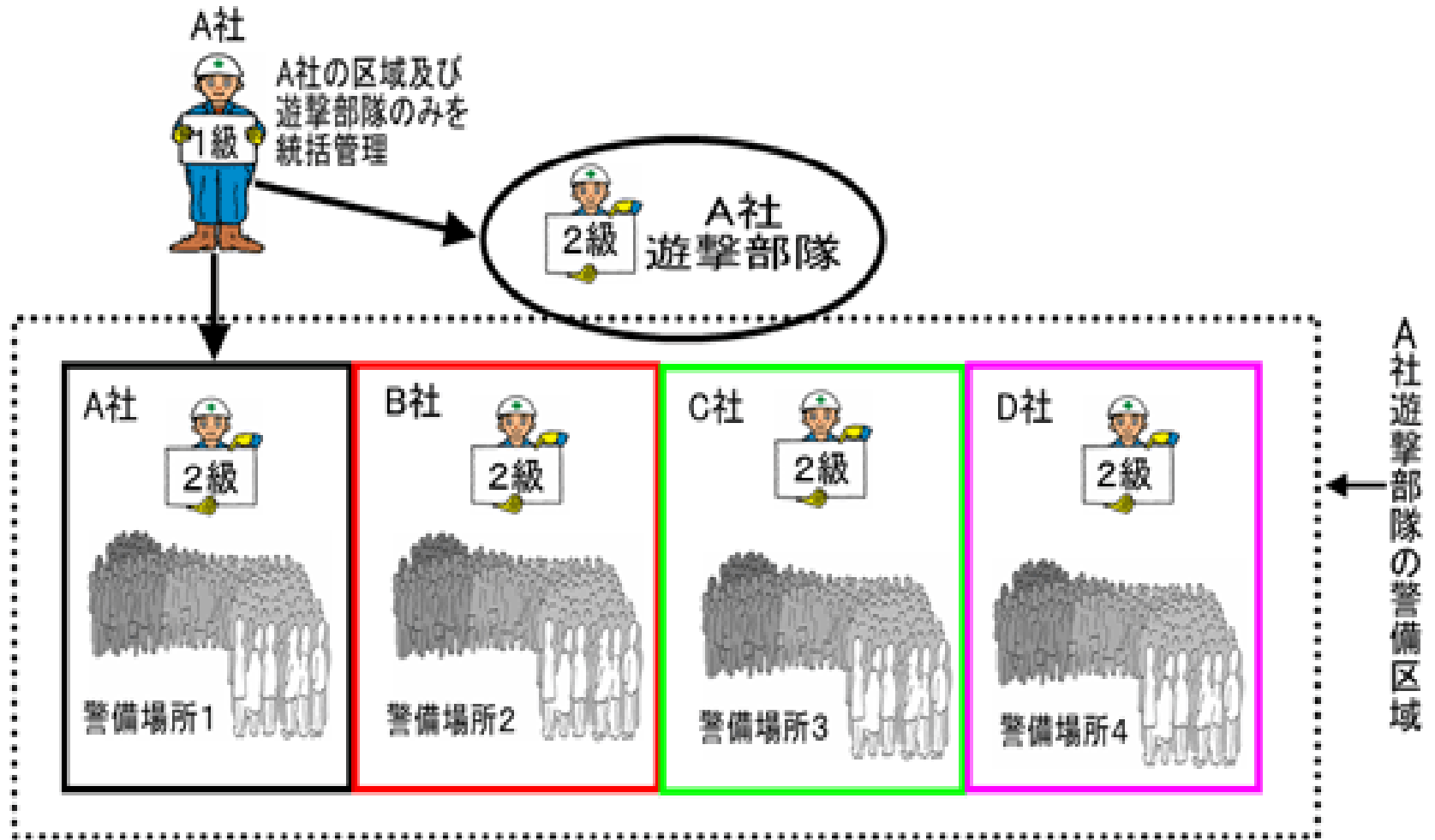
パターン1



## パターン2



# パターン3



# パターン4

